

人事給与・庶務事務システム再構築準備業務委託仕様書

1 業務名

人事給与・庶務事務システム再構築準備業務

2 背景・目的

平成 21 年度に稼働した現行人事給与システム・庶務事務システムは、稼働当初より年末調整が正しく計算できない、月途中採用者の給与計算、退職手当の計算ができないなどの問題を抱え、現在も不具合の都度職員等がリカバリを行うなど、支給計算時等の時間外勤務が常態化している。

更に度重なる制度改正によりシステム構造が複雑化していることに加え、現行の市システム基盤が令和 10 年度末に稼働終了するなど、システムの再構築検討が喫緊の課題となっている。

また、本市ではDX推進計画に基づき、ペーパーレス化を推進しているところだが、現状では、LGWAN 環境下でのシステム運用を行うことによる利用者の制約やシステム対応が難しい業務等について紙による運用も多く残っている。

これらの状況を踏まえ、システム再構築を検討するにあたっては、

- ・再構築後のシステムでの利用者の範囲
- ・再構築後のシステムをどの環境で運用するか
(新システム基盤の利用、インターネットクラウドの活用)
- ・共通パッケージによる再構築か、個別パッケージによる再構築か
- ・再構築に係るスケジュール

等の大枠での要件整理に加え、

再構築後のシステムではどの程度職員の負担軽減が行えるのかという観点も踏まえ、

- ・現行システムや現状運用の把握や課題整理
- ・上記課題や改善要望に対するヒアリング
- ・他都市事例の調査、結果分析
- ・他都市で採用されているパッケージ製品等の情報収集

等を行うことにより、

再構築にあたっての大枠での要件整理に加えて、調達仕様・基本設計の作成の事前準備とすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日

4 委託内容

(1) 人事給与・庶務事務システムの再構築を見据えた大枠での要件整理補助

本市では、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における情報システム全体の強靱性の向上のためのいわゆる「三層の構え」において、 α モデルを採用している。今後の β や β' モデルへの移行も見据えて、再構築にあたっては、利用者の利便性や利用可能な範囲などを考慮しインターネットクラウドの利用についても検討する必要がある。

また、現行システムは人事給与、庶務事務システムをそれぞれ導入しているが、再構築にあたり、両システムを共通パッケージで導入するのか、それぞれ個別のシステムを導入し、連携要件などを整理していくのかなども整理する必要がある。

加えて、再構築を実施するとした場合のスケジュールを整理する必要がある。

これらの整理・検討事項について方向性を定めるため、それぞれのメリットやデメリットなどについて、市側で判断が行えるように十分な材料を提示すること。

(2) 再構築を見据えた基本設計作成業務の事前作業

基本設計、調達仕様の作成にあたっては、事前に現行システムの調査や課題の整理、他自治体での事例調査や新規要件の整理や業務分析、RFIなどのパッケージ製品の調査などを行い、基本計画の作成等の事前作業が必要である。

今回の委託業務においては、その事前作業として

- ① 現行システムや現状運用の把握や課題整理
(機能一覧やシステム課題一覧など)
- ② 上記課題や改善要望に対するヒアリング
(ヒアリング結果一覧など)
- ③ 他都市事例の調査、結果分析
(調査項目検討や分析結果表など)
- ④ 他都市で採用されているパッケージ製品等の情報収集
(パッケージ提供事業者へのデモの実施依頼、RFI依頼書の準備など)

を行うこと。なお、特に①および③については重点事項とし、詳細な調査等を行うこと。

(3) 再構築を見据えた各種相談対応

再構築にあたっての課題について、本市からの質問に対して他都市での再構築経験などに基づき、適切な回答を行うこと。

(4) その他再構築経験や知見に基づく事業者の提案する事項

今後、再構築に向けた動きが本格化する中で、上述した作業のほかに準備段階で行うことが有効な提案や、これまでの再構築経験に基づいた有効な提案について報

告を求めるもの。

5 スケジュール

(1) 概要

本委託業務のスケジュールの詳細については、本市と調整し、決定することとする。なお、現時点で想定している概ねのスケジュールは以下のとおり。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大枠での要件整理補助											
基本設計作成業務の事前作業											
各種相談対応											
その他事業者の提案する事項											

(2) 定例会の開催等

ア キックオフ会議

業務計画書等を作成し、市に提出してその承認を受けること。

イ 定例報告会

(ア) 月1回を目途に開催すること。

(イ) 業務を実施するにあたっての進捗状況報告や、有益となる国や自治体における事例や動向等の情報提供を行うこと。

ウ その他

その他必要に応じて、随時で打ち合わせを実施すること。

※ア・イ・ウとも会議の開催手法について、本市と受注者の協議の上、Web会議等に代えても差し支えない。その場合、Web会議の実施に当たって必要となる設備等は、原則として受注者が用意すること。

6 実施体制

(1) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。

(2) 本業務に従事する者の中から、本市との情報共有、連絡を行う担当者を1名選任し、本市へ書面等により連絡すること。

(3) 本業務に従事する者については、平成27年度以降に国、都道府県、政令指定都市での人事給与システム等の再構築支援等業務実績を有する者を含めること。

7 成果物

本業務で想定している成果物は以下のとおりである。

成果品	内容	納入期限
業務実施計画書		契約後2週間以内
システム機能一覧	現行システムに係る機能一覧	令和7年3月31日
システム課題一覧	現行システムに係る課題一覧	令和7年3月31日
ヒアリング結果一覧	実施した場合のみ	令和7年3月31日
他都市事例分析結果表		令和6年8月末日
業務完了報告書	各業務の実施結果をまとめたもの	業務終了後
その他	本業務の遂行過程で作成した資料	随時

※ 成果物は指定のない限り電子データとし、日本語表記とすること。また、電子データの作成は、特に指定がない限り、本市職員が、Word、Excel、Powerpoint で編集できるソフトを使用すること。それ以外のソフトを使用する際には本市に相談すること。

8 業務実施に当たっての留意事項

(1) 業務の遂行

ア 本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるものの他、本市の指示に従うこと。

イ 本業務の円滑な遂行を図るため、受注者は本市職員との連絡・連携を密にして業務を実施すること。

ウ 本業務の実施に先立ち、業務を行う受注者の体制を書面にまとめ、本市に通知し、承認を得ること。

業務を遂行するための体制及び配置予定の要員について、その名簿及び各要員が有する資格・業務経験・役割を具体的に示すこと。また、作業スケジュールに対応して要員の配置に変動を生じさせる場合には、配置計画についても理由を付して明示すること。

エ 本業務の実施に関し、業務の進行管理を可能とする業務計画書を書面により本市に提出し、本市の承認を得ること。

オ 本業務の実施に関し、Web 会議等の対面によらない方式を活用することができる。その際は、予め本市の承認を得ること。

カ 本業務に必要なとなるパソコン、周辺機器、消耗品等は、受注者が用意すること。

キ 本業務に必要なとなる作業場所等の環境は、受注者の負担で用意すること。ただし、ヒアリングや打合せ、進捗状況報告等、本市及び受注者が会議等を行う場所については、事前に日程調整を行った上で、本市が用意する。

ク 本業務の進捗状況については常に把握して円滑な執行管理を図ることとし、業務計画書に変更が生じることが判明した場合は、事前に本市と協議を行うこと。また、変更となった場合は速やかに変更した業務計画書を提出すること。

(2) 情報の提供

発注者は、受注者の業務遂行に当たり必要な情報を提供する。ただし、必要とされる範囲は、受注者の申出に基づき発注者と受注者との間で協議する。

(3) 資料の貸与

ア 受注者は、本業務遂行上必要がある場合は、発注者の所有する資料の貸与を要請することができるものとする。

イ 発注者は、受注者から前項の要請があり、その必要性を認める場合は、要請された資料を貸与するものとする。

ウ 受注者は、前項により資料の提供を受けた場合は、適正に提供資料の維持管理に当たらなければならない。また、発注者からの返還要求があったとき及び本委託業務が終了したときは、当該資料を速やかに発注者に返還しなければならない。

(4) 法令等の遵守

本業務の履行に当たっては、関係の法令、本市条例・規則・要綱等を十分理解し、遵守すること。

9 情報セキュリティに関する事項

受注者及び業務従事者は、業務の実施に当たって関係の法令、本市条例・規則・要綱等を遵守し、常に情報セキュリティが確保されるよう努めなければならない。

10 その他

本業務の履行に際して疑義が生じた場合には、双方で協議を行い必要な措置を講じるものとする。

受注者は、常に中立性を保持し、合理的な理由なく特定の事業者のシステムについての評価を高くするなどの行為を行ってはならない。

受注者は、本業務等の結果を前提に、本市が人事給与・庶務事務システムの再構築を実施する場合には、再構築業務にかかる入札に参加できないものとする。